

▷保険料の減免

- ・保険料のお支払いが困難な場合は、役場税務課（追分庁舎は健康福祉課）へご相談ください。
- ・災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

▷保険料のお支払い

- ・保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、税務課税務グループ（早来庁舎）または健康福祉課国保医療グループ（追分庁舎）へお申し出ください

（お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印）

- ・「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、2～3か月程度お時間が必要です。税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

▶ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することでお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は役場健康福祉課までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



▶病院にかかるときは、こんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- ・かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- ・具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- ・同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- ・休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

問
合
せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601
（札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階）

安平町役場

税務課税務グループ ☎ 2513・健康福祉課国保医療グループ ☎ 4555